

財政援助団体等に対する監査結果の公表について

令和6年2月22日

瑞穂町監査委員 村山 隆 敏

同 小川 龍 美

監査委員告示第 13 号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等に対する  
監査を実施した結果を、別紙のとおり公表する。

実施期日 令和6年2月22日（木）  
午後2時から午後3時16分

実施団体 瑞穂町殿ヶ谷土地区画整理組合

場所 瑞穂町殿ヶ谷土地区画整理組合事務所内

関係者立会人 瑞穂町会計管理者 池田 朋代

#### 監査の主眼及び方法

監査にあたっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかについて、所管課及び財政援助団体から関係書類の提出を求め、その後、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査並びに説明聴取を実施した。

- （1）事業は計画及び交付条件に従って行われているか。
- （2）助成金の管理運用、会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。
- （3）出納関係の諸帳簿の整備は適正に行われているか。
- （4）出納事務は適切に行われているか。

#### 監査の結果

今回の監査の結果、助成金の管理運用、会計経理に関する事務事業は、適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

今回の監査を実施したなかでは、事業は計画や交付条件に従って補助対象事業以外へ流用することなく適切に実施され、一定の成果

を上げていることが確認できた。また、帳票類及び工事関係書類等も東京都の指示を受け、適正に整備されていた。

事業施行期間については、延長する手続きを進めているとのことであるが、今後も町民が安全で快適な環境のなかで生活を送れるよう、殿ヶ谷土地区画整理事業の早期完成に向け邁進されるよう望む。

以上